

重要事項説明書

利用者：_____ 様

事業者：訪問看護ステーションゆめ

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ゆめ
所在地	旭川市1条通12丁目177番地2
連絡先	0166-73-4100
管理者名	塚本 悅子
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
介護保険指定番号	0162904567号
サービス提供地域	旭川市・旭川市近郊

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後17:00
定休日	土曜日・日曜日・祝・祭日 他 12月30日～1月3日

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	2名以上	1名	2.5名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL：0166-73-4100

担当部署：訪問看護ステーションゆめ

担当者：塚本 悅子

受付時間：9:00～17:00 ※ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

介護保険と医療保険でのご依頼のご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 サービスの内容

- (1) 病状・全身状態の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等の清潔の保持に関する援助
- (3) 食事及び排泄などの日常生活のお世話
- (4) 褥瘡の処置及び予防の工夫
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症の看護
- (8) 療養生活や介護方法の説明
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 医師の指示による医療処置
- (11) 精神状態の観察

5. 通常の実施地域

1. 通常の指定訪問看護サービス提供地域は、旭川市内とします。
2. その他の地域については、相談に応じます。

6. 提供する訪問看護サービス

1. 訪問看護サービスの提供は懇切丁寧を行い、わかりやすいように説明します。なお、ご不明な点につきまして

は、担当職員までご遠慮なく質問してください。

2. 訪問看護サービスの提供にあたっては、訪問看護サービス提供表に基づき、利用者の状態の軽減もしくは悪化の防止・心身機能の維持回復を図るよう適切にサービスの提供・実施をいたします。
3. 訪問看護サービスの提供開始に際しては、主治医の訪問看護指示書による指示に従います。
4. 当事業所は主治医に対し、訪問看護サービス計画書及び訪問看護報告書を提出いたします。

7. 衛生管理等

- 1 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。
- 2 ステーションは事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- 5 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

8. 秘密の厳守

看護師等は正当な理由がなく利用者及びその家族から得た情報を漏らしてはならない。また、退職後においてもその情報をもらしてはならない。

サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の情報を用いる場合、文書により同意を得ておく。

9. 掲示及び提示

見やすい場所に運営規程の概要及び職員の勤務体制を掲示、またホームページ上に掲載する。

看護師等は訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し運営規程の概要 及び職員の勤務体制を記した文書を交付する。

10. 虐待の防止

ステーションは、虐待の発生または再発防止のための対応を、以下のとおりとする。「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置する。楽生園高齢者虐待対策マニュアルに準じる。虐待の防止のための指針を整備する。虐待防止のための従業者に対する研修を実施する。虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

11. ハラスメント対策

ステーションは、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。カスタマー ハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。職場におけるハラスメントの内容及びハラス メントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。相談対応のための担当者や窓口を 定め、従業者に周知する。

12. 業務継続計画の策定等

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護） の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

1 ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

13. サービス終了

（1）サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1か月前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、 終了日の2ヶ月までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、医療保険での適用となる場合もございます。

その際、料金に関しまして、再度ご説明させていただきます。

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上有問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・訪問にあたり、交通状況にて訪問時間が 10 分前後することがございますが、ご了承ください。
10 分以上の時間の遅れに関しましては、都度こちらからお電話でご説明させていただきます。
- ・祝祭日等の訪問、他ご利用者様の緊急訪問等により、やむ負えない事情にて日にちの変更や時間の変更をさせていただくことがあります。
- ・定期の訪問に関しましても、状況に応じ曜日の変更や時間の変更のご相談をさせていただくことがございます。

14 緊急時の対応方法

緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

① 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

法人名　　社会福祉法人　樂生会

所在地　　旭川市2条通11丁目 106 番地

代表者　　山田 春雄

【事業所】

住 所： 旭川市1条通12丁目177番2

社 名： 訪問看護ステーションゆめ

代表者： 山田 春雄

(事業所番号 0162904567)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】 氏名_____